

社会福祉法人市原寮養護老人ホーム市原寮
(介護予防) 特定施設入居者生活介護 重要事項説明書

当事業所は、京都市長の指定を受けた介護保険法による（介護予防）特定施設入居者生活介護事業所です。（指定事業者番号：京都市 ２６７０６０００１０号）

当事業者はご利用者に対して（介護予防）特定施設入居者生活介護サービスを提供します。当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご不明な点がございましたらお尋ねください。

１．当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 （０７５）７４１－２１０２ （午前９：００～午後６：００）

担当 生活相談員

２．事業者

- | | |
|---------|--------------------|
| （１）法人名 | 社会福祉法人市原寮 |
| （２）所在地 | 京都市左京区静海市市原町１２７８番地 |
| （３）電話番号 | （０７５）７４１－２１０２ |
| （４）代表者名 | 理事長 森 京子 |

３．事業所の概要

- | | |
|--------------|---|
| （１）事業所の種類 | 介護予防特定施設入居者生活介護
特定施設入居者生活介護 |
| （２）事業の目的 | 当事業所は介護保険法の趣旨に従い、特定施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜供与、その他の日常生活の援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行うことにより、入所している方がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。 |
| （３）事業所の名称 | 社会福祉法人市原寮養護老人ホーム市原寮 |
| （４）事業所の所在地 | 京都市左京区静海市市原町１２７８番地 |
| （５）電話番号 | （０７５）７４１－２１０２／FAX（０７５）７４１－２６３３ |
| （６）管理者 | 萩原 安行 |
| （７）開設年月日 | 平成１８年１０月１日 |
| （８）介護保険指定番号 | 京都市 ２６７０６０００１０号 |
| （９）事業所指定有効期間 | 令和６年１０月１日から令和１２年９月３０日 |

(10) 事業所の運営方針

- ① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行います。
- ② 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。緊急やむを得ず身体拘束を行う場合については、利用者及び家族に説明し同意を得た上で「認知症ケア及び、身体拘束廃止委員会（身体拘束廃止委員会）」を設置し、検討致します。
- ③ 医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがないと判断した場合は利用者及びその家族の希望により、全部署の職員が施設生活における看取り介護について意識を統一し「生きる喜び 明日への希望」を持ち続け、最後までその人らしい人生を送れるように、援助の方向性を検討し、実施します。
- ④ 急変時は利用者及びその家族が延命を望んでいるか（看取り介護に同意しているか）意向を確認した上で、病院に搬送または静市診療所にて行える治療を行います。
- ⑤ 当事業所では、養護老人ホーム市原寮が地域の中核事業所となるべく、地域包括支援センター、その他保健医療福祉サービスと連携するよう努めます。
- ⑥ 当事業所では、特定施設サービス計画に基づき、サービスを適切かつ円滑に提供します。
- ⑦ 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者が「生きる喜び」と「明日への希望」を持って過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑧ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし利用者又はその家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑨ 介護の提供において、自らの提供するサービス援助の質の評価を行い、常にその改善に努めます。
- ⑩ 常に衛生管理に留意し、感染症及び食中毒の発生、蔓延を防ぐため、施設及び使用する物の清潔を保ち、定期的に感染症対策委員会を行います。また、感染症の発生が疑われる際には、「市原寮感染症管理マニュアル」に基づき対応します。
- ⑪ 高齢者の権利が侵害される、又は生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど、支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行うと共に、人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、また、従業者に対して研修等の措置を講じます。
- ⑫ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要且つ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害される事を防止するための必要な措置を講じます。また、利用者及び家族等の関係者による暴力・暴言、過剰または不合理な要求、合理的範囲を超える時間的・場所的拘束、その他ハラスメント行為により、職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じます。

(11) 営業日及び営業時間

当事業所の営業日及び営業時間は、社会福祉法人市原寮就業規則等に準じて次の通り定めま
す。

- ① 営業日は毎日とします。ただし、庶務業務、会計経理業務は、土曜日、日曜日、12月
29日、12月30日、12月31日、1月1日、1月2日、1月3日は休日とします。
- ② 受付時間は、午前9時から午後6時までとします。

(12) 利用定員 46人

(13) 居室数 31室

4. 職員の配置状況

当事業所の職種、員数は次の通りであり、必置数については法令の定める基準を充たしています。

- (1) 管理者 常勤1人
- (2) 生活相談員 常勤1人以上
- (3) 看護職員（機能訓練指導員兼務）常勤1人以上
- (4) 介護職員 常勤換算15.4人以上
- (5) 計画作成担当者 常勤1人以上

5. サービスの概要

(1) 介護サービスの提供

介護サービスは介護が必要な方に自立した生活への復帰や要介護状態の悪化を防ぐためにサ
ービスの提供を行います。要介護1から要介護5までの認定を受けている利用者に対して、当
事業所は特定施設サービス計画に基づき、サービスを適切かつ円滑に提供します。

(2) 介護予防サービスの提供

介護予防サービスは、要支援、要介護状態になることを防止するためにサービスの提供を行
います。要支援1または要支援2の認定を受けている利用者に対して、当事業所は介護予防を
目的とし、特定施設サービス計画に基づき、サービスを適切かつ円滑に提供します。

(3) サービスの方法及び内容は次の通りです。

- ① 食事は、管理栄養士の立てる献立により、栄養並びに利用者の状況及び嗜好を考慮した食
事を提供します。
- ② 入浴は、原則として週に2回以上入浴（一般浴、機械浴）又は清拭を行います。
- ③ 排泄は、入居者の状況に合わせた介助を行います。
- ④ 離床・着替え・整容、口腔ケア等の日常生活上の援助を行います。
- ⑤ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。
- ⑥ 生活援助の課題分析には、包括的自立支援プログラム等を用います。
- ⑦ 日常生活上の悩みごとの相談に対応します。
- ⑧ 教養娯楽設備を備え、レクリエーション行事を行います。
- ⑨ 行政機関へ手続きする事が困難な場合は、同意を得た上で代わって手続きをします。

(4) 特定施設サービス計画

利用者に対し、利用者及びその家族（以下「利用者等」という）の希望並びに生活全般の解決すべき課題に基づいて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的サービス援助内容及び援助する上で注意すべき事柄等を記載した特定施設サービス計画原案を作り、利用者等にその内容を説明して同意を得て特定施設サービス計画書を作成し交付します。

6. 利用料

利用料及びその他の費用は、次の通り定めます。（具体的な料金については、別表料金表を参照してください。）

- (1) 介護保険法の介護給付費の自己負担額。その他の介護給付費の請求、受領につきましては、法定代理受領により、当事業所に権限を委任していただきます。
- (2) 利用者が選定する次の費用は、利用者の負担とします。
 - ・ 間食の費用
 - ・ 理容、美容代
 - ・ おむつ代
 - ・ クリーニング代
 - ・ クラブ代
 - ・ 喫茶利用料
 - ・ アロマテラピー利用料
 - ・ 預かり品処分料
 - ・ その他利用者の個人的な買物、レクリエーション行事参加費等
- (3) 支払い方法は、原則として現金払いとします。
- (4) 利用者負担の額に係るサービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、利用者またはその家族の同意を得るものとします。
- (5) 当事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前項に規定する利用者負担の額を変更することができます。
- (6) 当事業所は、前項の規定により利用者負担の額を変更する場合は、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書により説明、同意を得るものとします。

7. 入退所

(1) 入所

- ① 当事業所への入所申込者に被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要支援、要介護認定を受けているか否かを確認し、次項に該当する者について入所を承認します。ただし、入所申込者が要支援、要介護認定申請を行っていない場合は、速やかに当該申請が行われるよう援助します。また入所申込者等の要支援、要介護認定の更新申請については、有効期間内に行われるよう援助します。
- ② 看護職員及び介護職員が心身の状況、病歴等を把握し、身体上または精神上著しい障害がある

ために常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることの困難な者について、入所を開始します。

- ③ 入所申込者が感染症疾病である場合、その他入所申込者に対し市原寮では適切な便宜を提供することが困難である場合には、協力医療機関医師の判断により適切な病院、若しくは診療所または老人保健施設を紹介する等の対応をします。

(2) 退所

- ① 次の場合は退所とします。

- (ア) 死亡の場合

- (イ) 入所者またはその家族の申し出による退所の場合

- (ウ) 医療機関への入院が3ヶ月を超えて治療などを必要とする場合

- (エ) 居宅において日常生活が営める状態となり、自宅等で生活するようになった場合

- (オ) その他「第8項 留意事項」に定める事項を守らない場合

- ② 利用者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、その者の円滑な退所のために必要な援助をします。

- ③ 退所に際しては、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業所に連絡するとともに、退所後の日常生活について保健医療及び福祉関係者と連携を図り対応します。

(3) 入退所の記録

入所及び退所に際しては、介護保険被保険者証に必要事項を記載します。

8. 留意事項

利用者またはその家族は、次のことを守ってください。

- (1) 面会はおおむね午前9時から午後8時までとします。
- (2) 消灯時間は原則として午後9時とします。
- (3) 外出、外泊は届出を必要とします。
- (4) 飲酒、喫煙は所定の場所で行ってください。
- (5) 火気の取り扱いには十分に注意してください。
- (6) 設備、備品等を移動したり、破損させたりしないでください。
- (7) 金銭、貴重品の管理は十分に注意してください。
- (8) 外出時等の事業所外での医療機関などへの通院は可能とします。
- (9) 宗教的扇動、政治的扇動は禁止します。
- (10) ペットの持ち込みは禁止します。
- (11) 他利用者への迷惑行為は禁止します。

9. 緊急時の対応

利用者の心身状況に急変が生じた場合その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに協力医療機関に連絡するとともに、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じます。また緊急時の対応を行った場合の内容については、職員会議において職員への周知徹底を図ります。

10. 事故発生、再発防止のための措置

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また賠償すべき事故が発生した場合は、出来る限り速やかに損害賠償を行います。
- (2) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生しないよう、予防のための対策を検討する委員会を月に1回程度定期的開催するとともに、その結果について介護職員、その他の従業者に周知徹底を図り、また事故防止のための職員研修を定期的に行います。

11. 賠償責任

介護支援等により利用者に損害を与えた場合で市原寮に責任がある場合は速やかに賠償します。

12. 被害請求

利用者が故意または過失により当事業所の建物、設備及び備品を破損した場合は、その被害の弁済を求めることがあります。

13. 苦情解決

- (1) サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

お客様相談係	養護老人ホーム市原寮 担当：生活相談員 担当者不在の場合はその旨お伝えいただければ対応させていただきます。
受付時間	月～金曜日 9：00～18：00
電話番号	075-741-2102
苦情解決責任者	萩原 安行

- (2) 当事業所では第三者委員を選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対するご意見等をいただいています。利用者は当事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することも出来ます。

第三者委員	福本 隆治氏
受付時間	月曜日 9：00～12：00
電話番号	075-741-2648
第三者委員	亀山 政臣氏
受付時間	月曜日 13：00～15：00
電話番号	090-1598-9947

(3) また、苦情内容によっては、行政窓口をご紹介する等対応させていただきます。

○京都市左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075-702-1219

○京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075-432-1438

○京都市上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075-441-2872

○京都市中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075-812-2544

○京都市東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075-561-9128

○京都市山科区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075-592-3222

○京都市下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075-371-7292

○京都市南区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075-681-3573

○京都市右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075-861-2177

○右京区役所京北出張所

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075－852－0300(代)

○京都市西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075－381－7643

○洛西支所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075－332－8140

○京都市伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075－611－2279

○深草支所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075－642－3876

○醍醐支所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8：30～17：00

電話番号 075－571－6747

○京都府国民健康保険団体連合会

受付時間 月～金曜日 9：00～17：00

電話番号 075－354－9090

14. 秘密保持

当事業所の介護支援専門員及びその他の従業者は、当事業所の職員でなくなった後においても、相談等により知り得た利用者並びにその家族の秘密については、厳格に取り扱い秘密を守ります。

15. 個人情報の保護

サービス担当者会議及び介護保険事務等において情報提供を行う場合や、介護サービスに必要な氏名の記載等について、「市原寮個人情報保護規程」に基づき対応いたします。

16. 協力医療機関

当事業所の協力医療機関、病院は、西陣病院、洛陽病院、堀川病院、静市診療所、京都鞍馬口医療センター、北山病院、第二北山病院、ホリイ歯科医院、京都からすま病院です。

17. 居室の移動

利用者から居室の変更希望の申し出があった場合、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況や他の利用者の状況により居室を変更する場合があります。その際には利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

18. 介護居室

当事業所は、利用者の居室は、中央・本館棟を2人部屋、C・E・D棟を1人部屋とし、ベッド、枕元灯、ロッカー等を備品として備えています。

中央棟 7室（20.75㎡が2室、21.00㎡が1室、23.70㎡が1室、
23.80㎡が3室）

本館棟 8室（16.20㎡が8室）

C棟 4室（16.42㎡が4室）

D棟 6室（16.42㎡が5室、16.77㎡が1室）

E棟 6室（15.35㎡が5室、12.93㎡が1室）

19. 一時介護室

当事業所は介護を行うために適当な広さを確保しています。（面積11.90㎡）

20. 食堂

当事業所は、利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル、椅子、箸や食器類を備えています。

21. 浴室

当事業所は、浴室には利用者が使用しやすいよう、一般浴槽の他に要介助者のための特殊浴槽を設けています。（面積8.64㎡）

22. 便所

当事業所は、必要に応じて各階各所に便所を設けています。

23. 非常災害対策

消防法施行規則第3条に規程する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、又消防法第8条に規程する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（1）防火管理者は、中辻 英克

（2）火元責任者は、任命した事業所職員を充てる。

- (3) 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するように努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行にあたる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練（消火、通報、避難）…年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う。)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害設備の使用方法的徹底……………随時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 災害対策訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

2 4. 身体拘束廃止について

- (1) 当施設では身体拘束を禁止しています。但し、厚生労働省（身体拘束廃止検討委員会）が認める次の3つのいずれの条件にも当てはまる場合は、入居者及びご家族の同意を得て期限を決めて拘束を行うことがあります。
 - ①切迫性
 - ②非代替性
 - ③一時性
- (2) 身体拘束を行うときは「身体拘束に関する説明書」を作成し、①緊急やむをえない理由、②身体拘束の方法、③拘束時間帯及び時間、④特記すべき身体の状態、拘束開始時期と解除の予定を必ず記録します。
- (3) 記録について
「経過観察記録」「サービス担当者会議録」はケアプランシステムの「モニタリング」「サービス担当者会議」を使用し、本人、家族や行政担当者の指導監査時には速やかに提示できるようにします。

2 5. その他

入所申し込み者またはその家族あるいは入所中の者が、次のいずれかに該当する場合は、管轄する市町村へ通知します。

- (1) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとした場合
- (2) 介護等のサービスにより入所者に事故が発生した場合
- (3) 正当な理由なしに指示に従わないことにより、要支援、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合

社会福祉法人市原寮養護老人ホーム市原寮
(介護予防) 特定施設入居者生活介護 重要事項説明書の同意書

養護老人ホーム市原寮の利用にあたり、利用者に対して、契約書及び重要事項説明書について説明しました。

説明年月日 令和 年 月 日

事業者

所在地 京都市左京区静海市市原町 1278 番地

名 称 社会福祉法人市原寮

養護老人ホーム市原寮

説明者 相談員 印

私は、契約書及び重要事項説明書について説明を受け、その内容を了承します。また、利用料の費用の支払い、並びにサービス担当者会議等において利用者及びその家族の情報を開示することについて同意します。

利用者

住 所 _____

氏名 _____ 印

家族

住 所 _____

続柄 () 氏名 _____ 印

代理人

住 所 _____

続柄 () 氏名 _____ 印

「重要事項説明書の同意書」に双方が署名・捺印し、各自が「重要事項説明書の同意書」を保持します。

養護老人ホーム市原寮 サービス利用料金表（令和8年6月1日現在）

【介護予防特定施設入居者生活介護】

サービス内容	利用者負担額	備考
要支援 1	1 9 2 円／日	
要支援 2	3 2 7 円／日	
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	2 3 円／日	
口腔・栄養 スクリーニング加算	2 1 円／回	6 か月に 1 回を限度
科学的介護推進体制 加算	4 2 円／月	
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰロ）		サービス費に各種加算を加えた総単位数に 1 5 . 9 % を乗じた単位数

【特定施設入居者生活介護】

サービス内容	利用者負担額	備考
要介護 1	5 6 7 円／日	
要介護 2	6 3 7 円／日	
要介護 3	7 1 0 円／日	
要介護 4	7 7 8 円／日	
要介護 5	8 5 0 円／日	
サービス提供体制強化 加算（Ⅰ）	2 3 円／日	
夜間看護体制加算（Ⅱ）	1 0 円／日	
口腔・栄養 スクリーニング加算	2 1 円／回	6 か月に 1 回を限度
科学的介護推進体制 加算	4 2 円／月	
看取り介護加算（Ⅰ）	7 6 円／日	死亡日以前 31 日以上 45 日以下
	1 5 1 円／日	死亡日以前 4 日以上 30 日以下
	7 1 1 円／日	死亡日以前 2 日又は 3 日
	1, 3 3 8 円／日	死亡日
介護職員等 処遇改善加算（Ⅰロ）		サービス費に各種加算を加えた総単位数に 1 5 . 9 % を乗じた単位数

【その他（共通）】※保険外の費用で全額利用者の負担となるもの

内容	利用者負担額	備考
間食	実費	食事サービス以外のおやつ
栄養強化食品	実費	食事で摂りきれない栄養を補給出来る食品
理美容	実費	業者による
おむつ	実費	業者による
喫茶	実費	喫茶いちはら
クリーニング	実費	業者による
クラブ費	実費	各クラブによる
アロマテラピー	実費	業者による
預かり品処分	5, 0 0 0 円	個人的な荷物を業者に依頼したとき
その他、利用者の個人的な買物・レクリエーション行事への参加費等	実費	衣類、日用雑貨、レクリエーション行事参加費等